

第3回 八戸市公契約制度研究会議 会議録

日 時：平成31年2月5日（火）13時30分～15時35分

会 場：八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

出席委員：5名 奈良座長、石橋委員、佐々木委員、下館委員、吉田委員

欠席委員：1名 鈴木委員

事務局：秋山財政部次長兼財政課長、大坪契約検査課長、谷崎工事契約GL、三浦主査

次 第：

1. 開 会

2. 座長挨拶

3. 案 件

(1)公契約制度に関する事業所アンケート調査結果について

(2)公契約制度の方向性（案）について

4. その他

5. 閉 会

1 開会

事務局：本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

只今から、第3回八戸市公契約制度研究会議を開催いたします。本日は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 座長挨拶

事務局：続きまして、奈良座長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。奈良座長よりよろしくお願いいたします。

座長：委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

前々回、前回と二度の研究会議におきまして、委員の皆様から貴重かつ忌憚のないご意見を頂戴した結果、八戸市において、何らかの形で公契約制度が必要であるという合意形成が得られたことにつきまして、座長の私から改めましてお礼申し上げます。

一方で、公契約制度の在り方について、いわゆる下限額設定型又は理念型のいずれが望ましいかという点については、それぞれのメリット・デメリット等様々なご意見を皆様から提示していただいたと認識しております。

併せて、公契約に従事する労働者の労働条件を確保する観点からの、元請・下請関係の在り方に関する重要な論点についても提示していただいたと認識しております。

本日の第3回の研究会議においては、事務局より説明がありますが、事業所アン

ケートの集計結果を踏まえて、委員の皆様の忌憚のないご意見を頂戴し、八戸市における公契約制度の方向性がより明確になればと考えております。

また、前々回、前回と同様に、座長である私の至らない点を補っていただければと思います。本日もよろしく願いいたします。

事務局：奈良座長ありがとうございました。それでは資料の確認をしていただいた後、案件に入りたいと存じます。

(配付資料の確認)

事務局：それでは、案件に移りたいと存じます。奈良座長、進行をお願いいたします。

3 案件（1）公契約制度に関する事業所アンケート調査結果について

座長：それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。

では、まず、案件1の公契約制度に関する事業所アンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長：只今の事務局からの説明に対して、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員：資料3頁の問1-4 離職状況についてですが、勤続年数が短期間の場合もありますが、全体的に見ると、離職率が思ったより低いと感じたのですが、建設業界の離職率は改善されているのですか。

委員：我々求人側としても吟味して採用しておりますし、求職側も給料・休暇等、会社を詳細に調査した方々が入社を希望してくるので、必然的に離職率は低くなっているのだと思います。

委員：今回のアンケートの回収率が64%であり、その中で資料12頁の問4-2 公契約制度の導入について、「必要である」と回答した事業所が43%、逆に、「不要」・「分からない」と回答した事業所は56%という結果を見ると、公契約制度が理解されていないということが明らかになったと思います。

このような状況の中で、制度に対する認知度を高めた後に導入すべきか、現在の状況のままで進めるべきなのかということがあると思います。2月19日には研修会がありますが、研修を聞いた方々がどれだけ公契約に関して関心を持っていたかが重要であると思います。

確かに公契約制度は、建設業界でもあまり認識されておられませんので、より認知度が高まれば、必要であるという声も増えてくると思いますし、その一方で、認識されていない状況下においても、必要であるという声があることから、制度化しても良いのではないかという意見もあると思います。

委員 : 私はこの 64%の回収率は正直に申し上げて高いと思います。回答内容を見ると、現実的で、実態に即したものであると思います。

委員 : 今回の回収状況、回答内容を見た場合、下限額設定型の導入については、事業所側の理解不足であり時期尚早であるとの結果ではないかと思います。特に、資料 12 頁の間 4-2 公契約制度の導入について、「どちらとも言えない」・「分からない」の割合が高いので、下限額の設定は難しいのではないかと思いますし、このような状況等を踏まえると、理念型としてスタートし徐々に広めていくことが現実的であると思います。

委員 : 資料に基づいて考えた場合、資料 12 頁の間 4-1 公契約制度について「知っていた」のは 31 社、「名前は知っているが内容は知らなかった」が 41 社となっております。同じく資料 12 頁の間 4-2 公契約制度の導入について、「必要である」が 66 社あり、これは 4-1 において「知っていた」を選択した 31 社、及び「名前は知っているが内容は知らなかった」を選択した 41 社の大部分が「必要である」を選択したということになるかと思えます。「名前は知っていたが内容は知らなかった」というのは、内容を理解していないということですから「必要である」という回答であっても、実際は、内容を理解していないにも関わらず、必要だと答えている事業所がかなり多いのではないかという疑問が生じますし、このアンケート結果によって必要か否かを判断することは危ういのではないかと感じています。

八戸市の姿勢として、他自治体の状況等を踏まえ、制度の背景を整えた上で導入すべきか、他の自治体の手本となるような段階で制度を導入するのか、それによって導入時期が分かれると思います。このアンケート結果だけでは、八戸市の建設業者の考えが明確になっているとは言えないのではないかと思います。

委員 : アンケートの調査表を送付する際に、公契約に関する資料等も送付しているという認識でよろしいのでしょうか。

事務局 : 前回の会議の際にもお示ししましたが、公契約、下限額設定型、理念型の内容等について、調査表と併せて送付しております。

委員 : 送付した内容を踏まえた上での回答という理解でよろしいということですか。

事務局 : そうであると思います。先程の資料 15 頁においても説明いたしましたが、他の自治体の公契約制度について調査した結果、公共工事設計労務単価の 85%前後の下限額が適当ではないか等のように、他の自治体の状況等も踏まえた上で、回答していただいた事業所もありましたので、そのように理解しております。

委員 : 只今の事務局の回答から判断すると、この資料 12 頁の間 4-1 の「名前は知っていたが内容は知らなかった」というのは、アンケートが届く直前の状況を指しており、アンケートが届いたことによって、下限額設定型、あるいは理念型がどのような制度であるか等の知識があった上で間 4-2 以降を回答しているということになるので、ある程度信頼はできますね。

委員 : そのような解釈で問題ないと思います。

委員 : 私はこの公契約制度は何年も前から知っております。私が組合長をしております八戸市建築組合、及びその上部団体である県・全国の会議においては、公契約条例を是非制定させようと話が出ております。しかしながら、独自の公契約制度を導入した自治体数はあまり増えていないというのが実情で、全国大会においてもある自治体で公契約条例を制定しました等の資料が出されますが、翌年の会議においても同じような自治体しか記載されておられません。

青森県内においても同様で、あまり進んでいないのが現状です。恐らく八戸市が先頭だと思います。先程もありましたが、八戸市が先駆けて公契約制度を導入することは他の自治体への影響等を考慮した場合、良いことであると思います。

委員 : 今回、回答のなかった事業所の従業員規模は小さい方が多いですか。

事務局 : 詳細については把握しておりませんが、資料 2 頁の間 1-1 にある、従業員規模の割合が最も多かった「10 人から 29 人」よりは多いのではないかとと思われる事業所について、回答がない事例はありました。

委員 : 12 頁の間 4-2 に関する私見となりますが、「公契約を知っていた」、あるいはアンケートの依頼があったので、ある程度調査・理解した上で「必要である」と答えたのが 66 社・43.1%になると思います。それに対し、「制度の導入は不要」と答えたのが 30 社・19.6%ありますが、この率は一般的な率であると思いますし、必要と考えている割合が 43%以上あるというのはかなり大きいのではないかと思います。

その他、「分からない」と回答した割合も約 37%ありますが、説明して内容を理解していただければ、必要だと認識してくれるのではないかと思いますので、公契約制度を導入すべきではないかという考えを私は持っています。

座長 : 只今このアンケートの信頼性が論点となっておりますが、事務局からの資料を踏まえた上で回答していただいたということ、加えて、40%を超える事業所が必要であるとの回答であったこと等から、制度を導入し具体的な制度設計に移っても良いのではないかとご意見がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員 : 仮に導入となった場合、その先にあるのが下限額設定型か理念型かの議論になると思うのですが、資料 12 頁の間 4-2 を見ても数値が拮抗しております。資料 7 頁の間 2-5 を見ると、工事従事者に対して支払われた賃金に公共工事設計労務単価を配慮したかについて、「配慮した」が 21%、「配慮していない」が 79%で多くの事業所は公共工事設計労務単価を配慮していないということになります。一方で、資料 8 頁の間 2-6 では、常勤職員の時間給の平均額は 1,380 円、非常勤は 1,355 円となっております。この金額を国土交通省が作成している公共工事設計労務単価の単価表の中において、青森県で一番単価が低い軽作業員の時間給約 1,612 円と比較した場合、その金額は公共工事設計労務単価の 85%前後となります。

申し上げたいのは、公共工事設計労務単価に配慮していない事業所が多いにも関わらず、資料 7 頁の間 2-5 を見ると、配慮した事業所の最低の割合である 60%は超えていることから、明らかに安い単価に基づいた賃金の支払いをしているとは言えないということでもあります。また 8 頁の間 2-6 では、常勤、非常勤に支払われている時間給の最低額はそれぞれ 850 円、866 円となっており、青森県の最低賃金額である 762 円を上回っているということになりますので、下限額を設けるべきかどうかという一つの指標になるのではないかと思います。

次に資料 15 頁に、「民間工事等に従事する者との不平等が懸念されること、及び、客先によって賃金が左右される場合の事務手続きが煩雑になるから反対である」という意見があるのですが、これは工事現場によって日当が変わるということの意味しているのだと思います。同じ作業を行った場合であっても、現場によって日当変動するという状況が発生するので、事務手続きは当然煩雑になると思います。

委員 : 各現場で違うということは無いと思います。民間工事は相手先の予算が厳しければその分会社の負担が大きくなる傾向があるので、民間工事だけを受注している事業所はそういう懸念をしているという意見だと思います。

委員 : 回答が「客先によって賃金が左右される」となっているので、この意味は各工事現場で日当額が異なるという意味だと解釈しました。

委員 : この回答は下限額設定に対してのご意見だと思います。

事務局 : ○○委員のご発言の通りだと思います。下限額を設定する場合、公契約対象工事

であれば賃金を上乗せする可能性があるので、同じ内容の工事であっても公契約制度の対象か否かで賃金が異なる可能性があるという事が事務手続きを煩雑にするというご意見であると思います。

委員 : 一定の下限額を決めた場合、事務手続きが増えることはもちろんですが、制度の対象かそうでないかで賃金が異なるような状況になることは避けるべきであると思います。

委員 : 資料 12 頁の問 4-2「下限額設定型」を選択した事業所が 24 社となっておりますが、この 24 社における元請・下請の割合等は分かかりますか。

事務局 : 具体的な割合等は把握しておりません。

委員 : 特A等の上位ランクの事業所についても下限額設定型を選択している回答はありましたか。

事務局 : 特A、Aは一般的には元請で、下位ランクの事業所が下請として受注するケースが一般的かと思いますが、Bランク以下の事業所であっても下限額設定型を選択しておりますので、ランクに偏りがあるというようなことはありません。

委員 : 私は仕事柄、様々な事業所の現状等を伺う機会が多く、その中には建設業者も含まれております。その中で、工事の受注量は、社会の傾向や政治動向によって左右されるというお話を伺ったことがあります。話が少し逸れるかもしれませんが、以前の政府による公共工事の減少により新規採用者を減らした結果、建設業者における 30 代、40 代の社員が非常に少ない状況があります。また、現在、建設業界における景気は良くなっていると思いますが、それは東日本大震災からの復興と各地方における天災、あるいは東京オリンピック等が重なっており需要がひっ迫していること等が理由として挙げられると思います。熊本地震の際には、機械等が足りず、かつ、作業員も不足するという状況になり、結果として、復旧工事の遅れの原因となったと伺っておりますし、人手不足が著しい現在の状況では、人件費が上がるのも当然であると思います。

しかしながら、一度目の東京オリンピックが終わった後、日本が不景気に陥ったという話も伺っております。現在、建設業界は上り調子ですが、東京オリンピック後は不景気になる可能性が想定されます。言うまでもありませんが、人件費は経済情勢に応じて変動し、それに比例して都道府県別の最低賃金額が検討されることとなりますし、仮に、八戸市が独自の下限額を設定した場合には、その時代に即した下限額を設定・変更するという作業を毎年行う必要が出てくると思います。

このような組織体は、硬直的になりがちで対応が遅れる傾向があるので、最低賃金額を引き下げるべき状況になった際に、下限額の引き下げ時期が遅れることが危惧されることから、私は下限額を設定するのであれば、作業的に大変になると思いますし、行政が民間企業の賃金に対してある程度の制限を設けるということは、それ相応の責任を果たさなければならないと思いますので、その責任を果たすだけの体制を整えられないのであれば下限額設定型というのは難しいのではと考えております。

座長 : 只今、〇〇委員より、仮に下限額を設定するのであれば、経済情勢等を見て、それに見合うように下限額の見直しを行う必要があるのではないかと、また、それを実施するのは難しいのではないかとのご意見が出されましたが、その他ご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 設定する下限額によるのではないかと思います。行政が条例等で決めた下限額を遵守するのであれば、民間の工事から公共事業にシフトする事業所も出てくると思います。しかしながら、様々な点において行政が関わるケースが発生すると思いますし、そうであれば、理念型のほうが行政側も事業所側も分かり易くて良いのではないかと思います。

委員 : 私も理念型が良いのではないかと思います。しかしながら、本日の議論はどちらかと言えば事業所側の視点で進んでいると思います。この公契約者制度は、労働者の適正な労働条件等の確保が目的とされておりますので、労使間の擦り合わせのような部分がより必要となるのではないかと感じております。

委員 : 下限額設定型を選択した場合、理念型とは異なり、臨機応変な対応は難しいと思いますが、私の立場から申し上げますと、本日欠席の〇〇委員も同様の意見であると思いますが、やはり下限額を設定していただきたいと思います。下限額を設定することにより、労働者を確保する必要があると感じております。また、以前も申し上げましたが、資料 15 頁下段に「現状では積算内訳が材工共であり、公共工事設計労務単価が適正に反映されているとはいえないと思う」とありますが、原状は、材料と工賃とが材工共として併せて算出されている関係で、労務費の具体的な金額が分からないので、そこを分けるべきであると思います。

来年のオリンピック後は少なからず景気が落ち込んでくると思いますし、職人不足になると思います。その中で私共は大工を主とした組合ですし、市内には他に、板金組合、左官組合、タイル・煉瓦等の組合もありますので、発注者である市と各組合が週休 2 日制やそれに関する工期の設定等も含めて協議できる場を設けて欲しいというのはあります。

委員 : 疑問が二つあるのですが、例えば、国土交通省でそれぞれの単価が決まっているので、いくら要望しても県・市は現状ではこれ以上は引き上げることができないというのが実態です。つまり、下限額を定めるということは国の単価を無視することになるのではないかということが一つ目の疑問です。もう一つは、現在は、オリンピック前ですので景気が良いから下限額を引き上げる、景気が悪化し始めたら引き下げる等のように、年間に何度も単価の上下動を繰り返されては我々としては困ります。その辺も踏まえないと、下限額設定型か理念型かの判断はできないと思います。

下限額設定型を選択した事業所は、市からのアンケートを見て、下限額設定型であれば、時給 1,000 円が 1,500 円ぐらいになるかもしれない、そうすれば労働者の就労意欲も上がるのではないかという期待が含まれているのだと思います。下限額設定型を理想的に考えているのではないかと私は思います。

座長 : 只今のご意見に関連して事務局にお聞きしたいのですが、前回の資料にあった高知市、越谷市等の下限額を設定している自治体において、どのくらいの頻度で下限額の見直しを行っているのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

事務局 : 都道府県別の最低賃金額が毎年 10 月に変わるので、それを受けて 10 月に審議会のような会議を開催している自治体は多くあります。年度途中での見直しとなるので、事務手続きが煩雑になるということは伺ったことがあります。

座長 : 少なくとも年 1 回、多くの自治体が都道府県別の最低賃金額が見直される 10 月に、下限額に関する見直しを行っているということですね。

事務局 : 大前提として、最低賃金法に基づく最低賃金額を遵守するという原則がありますので、都道府県別の最低賃金額決定後に、各々の自治体の下限額をどうするかという議論になると思います。

委員 : 設定する下限額が適正であれば、理念型を希望する事業所も賛成すると思いますし、下限額設定型を希望する事業所も理念型の理念等については反対ではないと思います。「経営を圧迫する恐れのある下限額設定型は反対である」という回答もありましたが、経営を圧迫する下限額というのは、例えば、公共工事設計労務単価を一律 20,000 円以上にすれば確かに経営を圧迫すると思います。

事務局 : 本アンケート結果は、建設業界が好景気であるという状況下において行った結果となっておりますので、仮に不景気になった際に、同様のアンケートを行った場合には、下限額設定型、あるいは理念型を選択する事業所の割合も変わってくるもの

と思われます。

委員：下限額の設定について、資料9頁の間3-2において、下請業者の賃金を把握しているかどうかに対し、「把握している」は15社、「一部支払賃金を把握している」が1社、「把握していない」が5社、「社会保険の加入状況だけは把握している」が最も多くて70社あります。社会保険の加入は、当然確認すると思いますが、下請業者が会社の従業員に対してどの程度の賃金を支払っているかということは、下請業者の裁量であって元請業者が確認する必要はありませんし、下請業者も元請業者に対して報告する義務もありません。それに関連して、資料13頁の間4-4、理念型を選択した理由について、「能力、年齢等で給料を決めているので下限額の設定には反対」が最も多い結果となっております。仮に下限額を設定した場合、発注者である八戸市が一定額以上の支払いを事業所に義務付けすることになるとと思いますが、従業員の賃金は各会社における様々な要因によって決められることから、発注者であるという理由で会社自治への介入はいかなものかと考えます。

私の専門分野ですので申し上げますが、一定以上の規模を有する会社の場合、年齢給、能力給、勤続給等の給与体系が一覧となった賃金等級表というものがありません。それについても会社の方針や収益率等の様々な要因を基に決めていることから、原則は、労使間の話し合いで決定し必要に応じて変更すべきことだと思います。

アンケート結果の通り、最低賃金を割り込んでいる会社はありませんし、国土交通省が定めた公共工事設計労務単価に遜色ない額で労働者の賃金が支払われているという現状がありますので、私は、理念型の場合でも労働者に対する弊害はそれほど心配する必要はないと感じております。

委員：例えば、入札した結果、低入札になり、ヒアリングをした結果何も問題はないが労務費が下限額を下回っていた場合、そのまま契約するケースも可能性としてはあると思います。つまり行政が下限額をどの程度として設定するかが重要な部分であり、そこが明確にならない限り下限額設定型には賛成、あるいは反対だとは言えないと思います。さらには、設定した下限額を下回った場合のペナルティの内容等も影響すると思います。

委員：例えば、同規模の民間工事と市発注の公共工事があった場合、民間工事は下限額の設定がありませんので安い金額での発注が可能ですが、市発注の場合は下限額が設定されている関係で、一定額以上の労務費が必要となることから、必然的に民間工事より市発注工事のほうが金額は高くなるということになります。

そうなった場合、民間工事と比較して市発注工事が高くなる、いわゆる下限額の弊害が起り得る可能性があると思います。

委員 : 今の経済状況等をみた場合、最低賃金額は上がる一方ですから、下限額が下がるということは考えづらいと思います。

委員 : 現在、国土交通省は作業現場の週休2日制に取り組んでいて、これまで建設現場で働く方は日給制でしたが、週休2日制になった場合、労働日数が減少するので、国では公共工事設計労務単価は上がりますが、月給制に移行したいという考えを持っているようです。そこで事務局に確認したいのですが、昨年からはまったばかりですので見通しがまだはっきりしていないと思いますが、八戸市が発注する建設現場で週休2日制における体制を整える意向等はあるのでしょうか。

事務局 : 国に県、市が準じていく形になると思います。県の方では受注者の希望型ということで週休2日制に対応することになっており、市の方でも同様の制度としておりますが実績は今のところありません。

委員 : 工期の問題もあるかと思います。これまでのタイムスケジュール、費用の見積方法等が、週休2日制の導入によって大きく変わるのではないかという感じがしております。

委員 : 大きな改革となるので、国の方もはっきりとした意見は出せておりませんし、そうならば県も市もそこまでは踏み切れない状況であると思います。

委員 : 今後、公共工事においては週休2日制が多くなると思いますので、間違いなく公共工事設計労務単価は上がると思います。

委員 : 公共工事設計労務単価は実際上がっておりますし、先程の日給制から月給制への移行をどのように扱うのか等、課題は多くあります。行政にご理解いただく必要がある部分も当然出てくると思います。先程、建設業界は潤っているという話題が出ましたが、実情として、このような部分で影響を受けております。

委員 : 事業所の負担は大きいでしょうね。

委員 : 実際のところ、大きな影響を受けております。工期も延長していただく必要がありますが、その分の経費負担を発注者側に求めても、現在のところ特段の対応はないというのが現状です。そうすると現場としては、早く終わらせたほうが良いという意見が当然多くなります。しかしながら、時代の流れとして、当然実施すべきであると思いますし、それに見合った経費、公共工事設計労務単価が必要であると思います。

また、現在、建設業においては、キャリアアップシステムがあり、例えば、大工でも熟練の大工と未熟練の大工とでは同じ賃金ではありません。このようなことを行えば、当然人件費は上がりますが、その一方で、職人や建設業界を志す若者が増え、その結果、外国人労働者を増やす必要が無くなる等の相乗効果を期待しております。

事務局 : 公契約そのものの問題は賃金だけでなく労働環境、労働時間もその一つでありますので、公共工事が率先して、労働環境を整備しようというその発端が週休2日制であると思います。その為には工期の延長、及びその部分の経費について対応した上で、モデル的に公共工事から始める必要があると思います。

例え理念型であっても、週休2日制のような工事を市独自で発注することが可能となれば、市が率先して労働者の環境改善に努めているという姿勢を示すことができる条例にも成り得ると考えております。それらも含めてお考えいただければ、下限額設定の有無だけではなく、条例を制定することによる効果を期待できると事務局としては考えておりますので、次の案件でご説明をしたいと考えております。

座長 案件1についてその他のご意見等はございますか。皆様の意見の大半が理念型を支持するという内容であると認識いたしました。只今、事務局からも次の議題の話がありましたので、続いて案件2の公契約制度の方向性（案）について事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき事務局説明)

座長 : 只今、事務局からこれまでの研究会議の議論やアンケート結果を踏まえたものをたたき台としてまとめていただき、公契約の対象を工事からとし、形式については状況確認型の条例を制定するという案の説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いします。

委員 : 資料28頁第5条に予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負という記載があるのですが、これは低入札価格調査制度対象案件についても対象となるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 : 郡山市における低入札価格調査制度の対象金額を把握しておりませんが、仮に、先程ご説明した事務局案で実施するとなった場合、制度の対象とする金額を決定する必要が出てくると思います。例えば八戸市の場合、土木工事であれば7,500万円以上が低入札価格調査制度の対象金額となっておりますので、それと同額を公契約制度の対象とするのか、あるいはそれ以上の金額とするのか等の検討が必要になり

ますが、それはこの事務局案を了承していただき、その上での議論ではないかと思
います。

委員 : それらを踏まえてヒアリングした結果、今回は契約を見送るというケースも想定
されますか。

事務局 : 郡山市の例で見た場合、公契約に関する報告は契約を締結してから 14 日以内に行
うということになっておりますことから、低入札になった場合も通常の手続きを経
て契約した後、別途、公契約に関する書類を出していただくことになると思います。

委員 : 本日の会議で方向性について決めるということになるのですか。

事務局 : 本日の会議の場での決定が理想的ではありますが、本日、欠席の委員がいらっし
やることから、次回以降に継続して議論する形が良いかと思えます。今回の資料は、
前回までの議論とアンケート結果を踏まえた上での、今後の方向性いただき台として
作成したのとなっております。

委員 : 仮に、次回の会議で方向性が決定した場合、制度の実施は 2020 年 4 月からとなる
のでしょうか。

事務局 : 事務局側の考えとしては、2021 年 4 月からの実施を考えております。当然、条例
になった場合は議会の承認というのが必要になりますし、事業所に対する周知期間
等を考慮した場合、2021 年 4 月のスタートが妥当であると考えております。

委員 : 制度が実施された場合、大きく変化するという事はありますか。

事務局 : 他市の条例を見ても、条例の内容や表現に奇をてらったものは無いように見受け
られます。八戸市においてどのような内容となるかについてですが、例えば、郡山
市における公契約審議会と同様の組織を設置して、先程の週休 2 日制を取り入れた
工事の発注や、労働者に対する賃金額の調査等を労使や事業所代表の話合いの上で
実施することは可能であると思えます。

委員 : 公契約条例の内容からすると、それほど大きな変化は無いのではないかと思いま
す。自治体間での制度の対象範囲における金額の差はありますが、他の自治体と同
様の内容になると思えます。

委員 : 品確法という不適格業者排除というレベルで解釈しておけば良いのだと思いま
す。

やはり公契約制度についての内容を周知することが可能となりますし、賃金もこの程度引き上げる必要があるということを発注者側が言い易くなると思います。

委員 : 条例を制定することで、受注者側に公契約制度に対する意識を持ってもらうことが第一だと思います。

事務局 : 細かい話になると思いますが、本研究会議のような場において、市の発注工事の状況等を説明し、内容を変更すればより働き方改革に繋がる等のような、受発注者双方が意見交換を行う場として機能するのであれば、公契約制度がその一つのきっかけになるのではないかと思います。

委員 : 元請・下請関係等もこれまで以上に明確になると思います。

委員 : この郡山市の例は、固まっていない部分は全て審議会に委ねるという内容になっているのですが、基本的な部分はきちんと押さえていると思います。落札業者が資料 31 頁の第 1 号様式を提出することになると思うのですが、当然全ての項目に○(マル)が付かなければならない事項であると思いますし、堂々と×(バツ)を付ける事業所は無いと思います。また資料 24 頁第 8 条に「労働者等の申出等」という項目があるのですが、例えば、報告書に虚偽がある等のような事項は、関係者しか分からない部分であると思いますので、内部告発等を想定しているのだらうと思いますが、そのような場合にこの審議会が具体的に機能してくるのではないかと思います。

仮にこれが社内の労働者である場合は、労働基準監督署にも情報提供がなされると思いますので、そちらは司法の流れで会社を罰するような方向になるかと思いません。八戸市では契約の妥当性について判断することになりますし、その判断は審議会の方に諮って決定するという仕組みになっている条例だと思いますので、妥当な人選が行なわれて適正な運営がされた場合は非常に有効な制度となる仕組みであると感じました。

座長 : ありがとうございます。案件 1・2 を通して様々な意見が出されました。本日の会議の中の意見といたしましては、理念型を支持する意見が多数ありましたが、本日欠席された委員もいらっしゃることから、合意形成に万全を期すべきであると思いますので、下限額設定型か理念型かについては継続審議ということにいたします。

それでは最後になりますが全体を通してのご意見・ご質問があればご発言をお願いいたします。ご意見等が無いようですので、以上で本日は終了となりますが事務局から何かありますか。

事務局 : 事務局から2点ご連絡いたします。

まず公契約制度に関する研修会のご案内ですが、2月19日火曜日午後6時から、八戸グランドホテル3階MIYABIにおきまして、認定特定非営利活動法人まちぼっこの理事である伊藤久雄様をお招きし、「公契約および公契約条例等の現状と課題」と題しまして、公契約制度に関する事業所向け研修会を開催いたします。委員の皆様にも既にご案内を差し上げておりますが、出欠については2月13日水曜日までに事務局へのご連絡をお願いいたします。また、皆様の所属団体等で出席を希望される方がいらっしゃる場合には、席に多少の余裕がございますので、お声掛け等をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、次回の会議日程についてですが、今年度の会議は本日をもって終了とさせていただきます、来年度の日程については、決定し次第、委員の皆様にご連絡する形を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

座長 : それでは、事務局は本日提出された意見・質問等を踏まえ、次回の研究会議に向けて、資料の作成等をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、次回開催までに、本日の資料の確認、及び、所属団体での報告等をお願いいたします。他になければこれで終了し、進行を司会にお返ししたいと思います。

司会 : 奈良座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第3回八戸市公契約制度研究会議を終了させていただきます。本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。